

第12回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

日時：平成21年1月21日（水） 9：30～11：30 場所：職員会館かもがわ大会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

- （1）市立浴場等の地区施設の在り方について
- （2）市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

3 その他

4 閉会

（添付資料）

- ・ 崇仁地区における環境改善について（まとめ（骨子））（資料1）
- ・ 市立浴場の在り方について（まとめ（骨子）（案））（資料2）
- ・ 学習施設の在り方について（まとめ（骨子）（案））（資料3）
- ・ 保健所分室の在り方について（まとめ（骨子）（案））（資料4）
- ・ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について（（まとめ（骨子）（案））（資料5）
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について（資料6）

崇仁地区における環境改善について（まとめ（骨子））

1 意義と役割

- かつての崇仁地区は、狭隘な住宅が密集するなど劣悪な住環境にあったが、こうした住環境を改善するため、昭和 28 年から不良住宅地区改良法により老朽住宅の買収除却、第二種公営住宅の建設に着手した。
- 住宅地区改良法が施行された昭和 35 年以降は、地区が大規模であるため、地区を五つに分けて改良事業を段階的に実施し、改良住宅の建設をはじめ、道路、公園、地区施設を整備し、これまでに南部・北部第一・北部第二の 3 地区で事業が完了し、地区の住環境は大幅に改善された。
- 現在事業中の北部地区においては、地元まちづくり組織とパートナーシップで事業が進められており、これまで高瀬川の流路変更や北部第三地区での改良住宅の建設完了、また、北部第四地区での改良住宅建設など大きな成果をあげてきた。
- しかしながら、現在もなお一部に不良住宅が密集している状況が残っており、引き続き住環境の改善を行う必要がある。
- 住宅地区改良事業は、地区の住環境の改善には大きな成果をあげてきたが、事業の遅れや改良事業だけの手法では、地区活力の低下を招くことから、将来を見据えたまちづくりが必要となっている。

2 現状と課題

- 現在、河原町通より西側において、新たな改良住宅（1 棟 26 戸）の建設計画が進んでいる。
- しかしながら、北部第四地区全体としては、用地買収の難航等から買収済み用地が分散・点在しているため、改良住宅の建設ができない状況であり、事業が長期化している。
- 改良住宅の建設を通じて人が住まうまちを目指してきたが、結果的に、改良住宅だけのまちでは人口減少、高齢化に歯止めがかけられず、地区活力が著しく低下している。
- 改良事業で供給できる住宅は改良住宅のみであるため、住民の多様な住宅ニーズに対応することができない。
- 改良住宅の建設予定戸数等の見直しにより生じる余剰地を改良事業以外に利活用する場合は、国庫補助金の返還が必要となる。

3 見直しの視点

- 現在もなお残る住宅が密集している状況を整備，改善するため，残事業の改良住宅の建設と道路等公共施設の整備を行い，改良事業を早期に完了することがまず必要である。
- 改良住宅建設用地を確保するためには，分散・点在する買収地を集約することが必要である。
- 改良住宅の建設予定戸数等の見直しにより生じる余剰地は，崇仁地区だけの計画ではなく，京都駅に近接した立地を生かし，多様な住宅供給や賑わい施設を導入する必要がある。
- 一方で多様な世代，階層が住み，集い，地区の活力を取り戻すためにも，多様な住宅供給や，これまで地域住民と一体となって取り組んできた高瀬川の付け替えといった事業成果などを生かしたまちづくりが必要である。
- 崇仁地区の中でも，崇仁北部第三・第四地区だけでなく，崇仁北部第一・第二地区を含む北部地域全体を視野に入れた連続性のあるまちづくりの視点が必要である。
- 新たな土地の利活用にあっては，補助金の返還などの財政負担を軽減する工夫が必要である。
- 今後のまちづくりにあっては，環境や景観に配慮したまちや地域住民に希望をもってもらえる将来ビジョンについて，早急に幅広い観点から議論するべきである。

4 今後の在り方

(1) 住宅地区改良事業の早期完了

- 引き続き住宅地区改良事業によって，不良住宅の除却，道路等公共施設の整備，改良住宅の建設を行い，住環境の改善を早期に完了するべきである。
- 住宅地区改良事業では，分散・点在する事業用地を集約化することが困難なため，土地区画整理事業の換地手法の活用など，集約化を実現できる有効な手法を導入するべきである。

(2) 今後の崇仁のまちづくりについて

- 引き続き改良事業を進めるとともに，一方で，事業の見直しにより生じる余剰地は，崇仁地区の活性化に資することはもちろんのことであるが，京都駅に近接した立地を生かし，未来の京都を見据えたまちとなるよう検討するべきである。

- 京都らしさや風格を備え合わせた、誰もが訪れてみたい、誰もが住みたい、夢のあるまちづくりの視点で、北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンを検討すべきである。
- 地区の活力を取り戻す多様な住宅供給については、定期借地制度や民間活力の導入も検討すべきである。
- 新たな土地の利活用に当たっては、補助金返還の課題等はあるが、中長期的にみて京都のまち全体に大きな効果をもたらす事業などを積極的に検討すべきである。
- その際は、事業の採算性を十分に検証して財政負担の軽減を図るとともに、国に対しても新たな事業展開が可能となるような仕組みづくりについて、積極的な制度要望を行うべきである。
- 将来ビジョンや新たな土地の利活用の検討を行うため、市民や地元まちづくり組織、学識経験者、行政が参加する検討委員会により、それぞれが協力して検討することが望ましい。
- また、その検討では、事業計画の設定など一定期間における事業成果を明確にし、早急かつ着実なまちづくりを目指すべきである。

市立浴場の在り方について（まとめ骨子）**案**

1 意義と役割

- 市立浴場は、かつて狭小かつ老朽化した不良住宅が密集した劣悪な住環境であった旧同和地区において、住民の保健衛生及び生活環境の改善、向上に大きな役割を果たしてきた。
- また、現在は利用者の半数近くが高齢者や障害のある方であり、地区周辺住民の利用も多く、地域福祉や住民の交流や憩いの場としての役割も担っている。

2 現状と課題

- 旧同和地区においては、現在も大部分の改良住宅に浴室がないことから、市立浴場は生活に必要不可欠な施設となっている。
- 当初は、地元の自治会などの諸団体に運営委託していたが、運営基盤の安定、明確化及び経営の改善を目的として、平成 10 年に財団法人京都市立浴場運営財団（以下「浴場財団」という。）を設立し、運営を委託した。
平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、一般公募を実施した結果、浴場財団のみが応募し、平成 22 年度末までの 5 年間、指定管理者として運営を委託している。
- 入浴料金は、かつては旧同和地区の生活実態が低位であったことから、民間料金の 7 割以内と定め、低額な料金としていた。
その後、地区の生活実態が大きく改善をみた状況を踏まえ、7 割上限を目指し料金改定を行い、平成 17 年度にはこれを達成した。
更に、市会での優遇措置・特別措置が継続しているとの指摘も踏まえ、指定管理者制度の導入に合わせ、この上限を撤廃し、現在、民間浴場との格差解消に向けて取り組んでいるが、なお 120 円の格差がある。
- 一方、地区人口の減少などにより、入浴者数が減少し収入の減少傾向が続いている中、浴場財団においては、一般職員の嘱託化や光熱水費の節減など運営経費の削減に努めている。
- しかしながら、今後も入浴者数の減少が見込まれることから、民間浴場との料金格差の計画的解消、施設の老朽化対策等の課題もある中、利用状況に見合った経済的かつ合理的な運営方策と更なるサービスの向上について検討するとともに、将来の在り方について検討することが必要である。

3 見直しの視点

- 市立浴場は、現在でも大部分の改良住宅に浴室が設置されていないことから、生活に必要不可欠な施設であり、当面、存続が必要な施設であるが、今後も入浴者数の減少が見込まれることから、より効率的に運営する必要がある。

- また、地域福祉の向上や地域コミュニティの促進等の観点から、魅力あるサービスの提供を検討するべきである。
- 入浴料金については、統一料金となっている民間浴場との格差を設ける合理的理由も見当たらないことから、できる限り早急に解消するべきである。

4 今後の在り方について

(1) 将来的な市立浴場の在り方について

- 市立浴場は、改良住宅の大部分に浴室が設置されていないこと、また高齢者や障害のある方の利用が多いことを踏まえ、当面、存続が必要である。
- 将来的には、改良住宅の浴室設置率の向上等のまちづくりの進ちょくに応じて、市立浴場としての運営の在り方を見直すべきである。
- ただし、浴場は住民の日常生活にとりわけ深く関わるものであることから、運営の在り方の見直しに当たっては、住民生活に支障を来たさないよう十分に配慮すべきである。

(2) 当面の運営等について

- 当面の運営等に当たっては、住民生活に支障を来たさないよう十分留意しつつ、より一層効率的な運営に向けて、幅広く検討を進めるべきである。
(検討項目)
 - ・ 運営経費の大部分を占める人件費・光熱水費について、これまでからも節減努力がなされているところであるが、今後とも、更に節減できるよう、常に工夫、見直しを図るべきである。
 - ・ 施設・設備については、計画的に改修し、できる限り既存の施設・設備を効率的に使用し続けるべきである。
 - ・ 指定管理者の公募は、更に競争性を高めるよう工夫すべきである。
 - ・ 改良住宅の浴室設置状況や周辺の民間浴場の状況等、地域の実情に応じて、適宜、施設の統廃合等も含めて、運営体制等を見直すべきである。
- 入浴料金については、激変緩和も考慮しつつ、できる限り早急に民間浴場と同一料金とすべきである。

(3) 地域福祉の向上等を目指したサービスの充実について

高齢者や障害のある方の利用実態を踏まえ、福祉風呂等の利用促進や拡充など、地域福祉の向上に向けたサービスをはじめ、魅力あるサービスの提供に努めるべきである。

学習施設の在り方について(まとめ(骨子))(案)

1 意義と役割について

- 学習施設(旧「学習センター」)は、同和問題の解決を目指し、旧同和地区児童生徒を対象に、教員による学習相談事業を中心に展開し、子どもたちの進路希望の実現に大きく寄与してきた。
- また、特別施策の見直しの中で、全ての子どもたちを対象とする取組へと段階的に一般施策化し、平成14年度に京都市コミュニティセンター条例にその付属施設として明確に位置付け、「地域に開かれた教育センター」としての役割を果たしてきた。

2 現状と課題

- 平成19年度からは、学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方を方針として、小・中学校児童生徒対象の学習相談事業を廃止するとともに、各学校において学力向上を目指した全市的取組を積極的に推進し、全ての子どもたちを対象とする一般施策化を更に進めた。
- この学習相談事業の廃止に伴い、事業の精選を図り、自学自習の場の提供や図書室の運営などを行っている。また、正規職員の配置を見直し、全職員の嘱託化を完了した。
- 学習施設の新たな活用として、楽只・改進黨学習施設に不登校児童生徒の活動の場を開設し、さらに養正学習施設において白河総合支援学校職業学科の新専門教科の試行実施を行うなど、より多目的で広域的な活用を図り、地域開放も進めている。
- しかしながら、学習相談事業を廃止した平成19年度以降は、全体的に施設利用が低調な実態にある。
- また、職員の嘱託化は完了したが運営は直営方式であり、厳しい財政状況にもかかわらず、人件費約1億3千万円、運営費約6千2百万円を要している。

3 見直しの視点

- コミュニティセンターをはじめとした周辺施設の在り方を含めたまちづくりの観点を踏まえ、全市的に活用していく視点から、現在の事業の廃止を含め、「地域に開かれた教育センター」を超えた抜本的な見直しを検討すべきである。

4 今後の在り方について

- 学習施設は、旧同和地区児童生徒の学力向上に大きく寄与してきたが、学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方のもと、全市的取組を推進したことにより、学習施設としての本来の使命は終えている。
- 体験交流事業などの学習施設事業については、小中学校での土曜学習、全小学校での「放課後まなび教室」、さらに「みやこ子ども土曜塾」での体験学習など、全市の子どもを対象とした事業を実施しており、学習施設で独自に実施する必要はない。
- したがって、従来の学習施設としての機能は一旦終結させ、施設については、図書室等の規模・内容の相違など施設の特性や、コミュニティセンターと合築されているか単独施設かなどの立地条件に留意し、不登校児童生徒の活動の場など既に取り組んでいる事業を踏まえつつ、他の施設とも合わせて、市民参加の手法も活用しながら、全市的な観点から、市民ニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきである。

保健所分室の在り方について（まとめ（骨子））（案）

1 意義と役割

- 保健所分室は、保健師による全戸訪問、健康相談等に取り組み、旧同和地域の保健衛生及び生活環境の改善に大きな役割を果たしてきた。

2 現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスの充実等、地域の保健衛生及び生活環境の向上を背景として、平成 14 年度から、分室担当保健師の常駐体制を見直し、原則として週 2 回午前に、保健所保健師が保健所分室に出向き、小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めている。
- しかし、近年の相談実績からは、1 箇所 1 回当たりの平均延べ相談件数は 2 件未満で推移しているものの、実相談人員が減少し、相談者が固定化する傾向がうかがわれる。
- 一方、従来から保健所本体においても健康相談を実施しているほか、平成 18 年度からは、高齢者に対する介護予防の取組等を中心に様々な支援を行うため、地域包括支援センターが設置（市内 61 箇所。平成 20 年 12 月現在）され、保健所分室の相談者の大部分を占める高齢者の身近な相談窓口として、定着してきている。
- また、平成 20 年度からは、国民健康保険、健康保険組合、共済組合といった医療保険者に生活習慣病予防・改善を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、保健所分室の相談内容の大部分を占める生活習慣病に係る保健指導が充実してきている。
- 1 箇所 1 回当たりの職員体制は保健所保健師 1 人であるが、近年の相談実績等を考慮すると、効率的・効果的な社会資源の活用及び市民の理解と共感という観点から課題がある。

3 見直しの視点

- 近年の相談実績や地域の保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、全市的な視点に立ち、社会資源の効率的・効果的な活用を図る観点から、保健所分室における健康相談、並びに施設の在り方を見直していくべきである。

4 今後の事業や施設の在り方について

- 健康相談については、近年の相談実績等から、保健所分室で実施する必要性は薄れているため、保健所本体における健康相談や地域包括支援センターにおける総合相談等において対応していくべきである。その際、現在の保健所分室の利用者等に対しては、必要な相談窓口等について、丁寧な周知を行うなど、それぞれの状況に応じ、十分な配慮をすべきである。
- 施設については、コミュニティセンターと合築されているものや、単独整備されているものなど、整備形態が一律ではないため、それぞれの立地条件に留意する中で、他の施設とも合わせて、全市的な視点から、市民ニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきである。

市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について（まとめ（骨子））案

1 意義と役割

- 同和問題の解決を市政の最重要課題の一つに位置付け、市民啓発に積極的に取り組んできた結果、同和問題に対する市民の理解が深まり、差別意識の解消に着実に成果を上げてきた。
- また、同和問題の市民啓発に集中的に取り組んできた結果、行政において全庁が一体となった啓発の推進体制が構築され、市民自らが人権問題に気付き、考え、行動するための条件整備に大きく貢献してきた。
- コミュニティセンターにおいて実施してきた住民相互の交流を促進する交流事業（啓発事業）や資料展示施設での啓発事業は、同和問題をはじめとした人権問題の啓発の一翼を担うとともに、こうした取組により、人権問題の解決に向けて市民の自主的な活動が生まれつつある。
- 現在は、これらの成果を引き継いだ「京都市人権文化推進計画」に基づき、人権教育・啓発の取組を積極的に推進しており、人権問題について市民が正しい知識の理解と認識を深めることに寄与するなど、人権尊重の理念の普及に大きな役割を果たしている。

2 現状と課題

- 同和問題に係る市民理解が着実に深まってきた一方で、戸籍等の不正取得やインターネット上の掲示板への悪質な書込みなど、深刻な人権侵害につながるおそれがある行為が見受けられ、いまだなお、差別することが許されない社会が構築されているとは言えない状況にある。
- これまでの人権教育・啓発の取組の進展や市民が主体となった人権問題の解決に向けた取組に対する支援などにより、人権問題について市民が自ら「気付き」、「考える」意識は高まったものの、市民の日常的な行動に十分には結び付いていないことがうかがえる。
- また、京都市では、市民からの人権に関する相談・救済に関しては、庁内の関係部局で構成する「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換等を行うとともに、市内の相談機関の連絡先などを取りまとめた「京都市人権マップ」を作成するなど相談機関等の市民への周知に努めているが、相談・救済については、十分に対応が図れているとは言い難い。
- コミュニティセンターにおける交流事業（啓発事業）は、同和問題をはじめとする人権問題に対する理解を深めることに寄与してきたが、事業が固定化し広がりが見受けられないものもあり、これらの事業の在り方を見直す必要がある。
- 資料展示施設についても、来館者が逡巡傾向にあるなど、所期の目的を十分果たしているとは言えない状況がある。

- これらのことから、人権教育・啓発の取組について、今一度、その在り方を検証する必要がある。

3 見直しの視点

- 市民の間で人権尊重の意識は着実に定着しつつあるが、同和問題をはじめとする人権教育・啓発は、今後とも粘り強く継続すべきことは言うまでもないが、より効果的な在り方について、常に検証し、必要な見直しを行うべきである。
- 同和問題に対する集中的な取組によって培われた蓄積については、広く人権問題全般にわたる人権教育・啓発の取組に十分に生かしていくべきである。また、こうした取組によって人権尊重の考え方が涵養され、ひいては同和問題の解決にも寄与するものとする。
- 人権教育・啓発に関する分野ごとや、市域や区域ごとの行政内部における役割分担と連携についても、改めて検証する必要がある。
- 人権問題に対する市民の理解が進みつつある現状を踏まえ、市民との協働により市民の自主的な「行動」に結び付けていく視点がより重要である。
- また、多様化し、陰湿化する人権問題に対し、あらゆる差別が許されない社会の構築に向けては、人権侵害に対する相談と救済のための取組の一層の充実があわせて必要である。

4 今後の在り方について

(1) 市民との協働による推進

- 人権啓発の推進に当たっては、人権問題を抽象的なものとして扱うのではなく、市民一人一人が人権問題について、「気付き」「考え」、自主的な「行動」につながるよう市民との協働による取組を進めることが重要である。
- また、これまでの同和問題に対する集中的な取組をはじめとした人権教育・啓発により、市民の人権問題に対する理解や認識が深まりつつある現状を踏まえ、今後は、市民の自主的な行動を促し、支援する方向へよりシフトしていくべきである。
- あわせて、コミュニティセンターにおいて実施してきた交流事業（啓発事業）については、これまでの成果を踏まえつつ、より広い範囲で市民への啓発効果があるものについては、市民に身近な行政機関であり、地域の様々な団体との協働が可能な区役所・支所での取組に再編していくべきである。
- その際には、これまでの取組により芽生えつつある地域の自主的な取組を支援し、次のステップを目指すための配慮も行うべきである。

(2) 行政の果たすべき役割

- 「差別することが許されない社会の構築」に向けて、同和問題をはじめとする人権問題に係る人権教育・啓発を進めるに当たっては、市民との協働のもと、行政が果たす役割は依然として重要である。
- 今後、人権教育・啓発の取組を進め、市民自らの「行動」、自主的な取組につなげるためには、市民に身近な行政機関である区役所・支所の果たすべき役割と、企業啓発など全市的に取り組むべき事項に対する行政内部における役割分担を、整理・検証することにより、これらが相俟って効果を生むよう、全庁的な人権教育・啓発の推進体制を改めて確立するべきである。
- 資料展示施設については、より市民が訪れやすい施設とすることは当然のことながら、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発施設として、市民と連携した事業の実施や市民の自主的な啓発活動に供するなど、積極的に活用していくべきである。

(3) 人権侵害に対する相談と救済の推進

- 人権相談・救済に関しては、人権侵害をされている人が法制度等を円滑に利用し適切な相談・救済を受けられるよう、今後とも各関係機関との連携が必要である。
- 人権問題が多様化している現在では、複数の窓口での対応が必要な場合もあり、市内部の連携は当然のこと、国、京都府などの他の行政機関や弁護士会、NPO 法人等との広範な連携を強化するなど、常に効果的・効率的に対応ができるよう工夫が必要である。

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数	63件	(平成21年1月20日時点)
(2) 内訳	御意見記入用紙	56件
	E-mail	2件
	FAX	0件
	郵送等	5件

2 意見内容（12月17日以降受付分）

(1) 第11回総点検委員会分

意見書提出数：4件（順不同）

	意見内容
1	貴委員会での議論を傍聴させていただいているが、単なる打ち切り案の話としか見えてこない。 これまでの施策の打ち切り、新たな人権施策まで、議論を展開してくれるのなら理解はしたいが、残念ながら事務局案資料のみをうのみにして、議論をすすめていいのか。 委員の方も、部落の実態を見つめて、新たな人権行政の提案をしてもらいたいと思います。 市民的理解の名の下に「京都市が打ち切りたい」ことに賛同しているとしか見えないのが残念。 （市内在住 男性 40才代）
2	人権・教育啓発のとりくみや救済については、コミセンの役割が重要である。 コミセンを廃止することは、行政はそのとりくみを放棄することになる。 行政の責任は、きっちりと果さねばならないと考えるならば、コミセン廃止は撤回すべきである。 （市内在住 男性 50才代）
3	○ 市立浴場をめぐる議論の中で福祉サービス云々の意見がありましたが、それこそ他の一般の公衆浴場との関係で特別扱いです。さらに、そうしたサービスを必要とする方は介護保険などを活用すれば、福祉施設の風呂に入るサービスがあるので、おかしい議論と思いました。 一般の公衆浴場へ支出されている市の補助と市立浴場へだされている補助をしっかりと比較し、格差を解消すべきです。 その上で、公衆浴場全体の支援を考えてはどうでしょうか。福祉サービスを考えるのであれば、市立浴場だけでなく、すべての公衆浴場においても同一サービスを検討すべきです。 ○ 保健所分室は、旧同和地区内にしかない特別な施設、サービスであり、市民感覚

	から考えて、廃止するべきです。利用者も大変すくないとききますので、無理に存続せず、地区外の市民同様のサービスの中で対応したらどうでしょう。 (市内在住 男性 30才代)
4	啓発の在り方について「1 意義と役割」では「○コミュニティセンターにおいて実施してきた相互交流を促進する～略～市民の自主的な活動が生まれつつある。」としながら「2 現状と課題」において「○～事業が固定化し広がりを見受けられないものがあり、」と記載することにより、「見直す必要がある」と結論づけることは、論理的整合性がないどころか、矛盾であると思います。(生まれつつあるというのは、これから事業に向けて可能性をひらいていくという意味でしょう。) 吉祥院ふれあいネットワークからの意見書にもありましたが、「見直し」「廃止」へと、やみくもに向かうのではなく、いろいろなことをよく知り、考え、答えを出していただきたいです。 京都市の部長が発言された「市民的理解を得る」ということが、すなわちコミセンや事業のせつそくな廃止かどうかは疑問です。 コミセンや交流事業を活用して、市民の理解を得、差別を解消するというのが本来的な位置付けでしょう。「京都市人権文化推進計画」にもそのことが記載されているのです。 (市内在住 女性 40才代)